

令和2年 第2回定例会  
産業厚生常任委員会会議録

長 与 町 議 会

令和2年第2回長与町議会定例会産業厚生常任委員会会議録（第1日目）

本日の会議 令和2年6月4日

招集場所 長与町議会第1委員会室

出席委員

委員 長	中村美穂	副委員長	竹中 悟
委員	松林 敏	委員	安部 都
委員	岩永政則	委員	堤 理志
委員	吉岡清彦		

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長 富永正彦

説明のため出席した者

健康保険部長 志田純子  
(健康保険課)

課長	小川貴弘	課長補佐	渡辺房子
係長	松田祐貴		

(介護保険課)

課長	細田愛二	係長	浦川 真
----	------	----	------

本日の委員会に付した案件

議案第37号 長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議案第38号 長与町国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第39号 長与町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

議案第40号 長与町介護保険条例の一部を改正する条例

議案第42号 令和2年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第43号 令和2年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第44号 令和2年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号）

開 会 11時31分

閉 会 14時52分

**○委員長（中村美穂委員）**

皆さんこんにちは。本会議お疲れさまでした。早速、委員会に入りたいと思います。定足数に達しておりますので、本日の産業厚生常任委員会を開会します。令和2年第2回定例会本会議におきまして、本常任委員会に付託を受けました議案第37号から、関連がございますので、議案第38号、議案第42号を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

志田部長。

**○健康保険部長（志田純子君）**

議案第37号長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、議案第38号長与町国民健康保険条例の一部を改正する条例、議案第42号令和2年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、御審議のほどよろしく願いいたします。

詳しくは担当課長の方から御説明いたします。

**○委員長（中村美穂委員）**

小川課長。

**○健康保険課長（小川貴弘君）**

それではまず議案第37号長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由を御説明いたします。本議案につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する国民健康保険税の減免措置を臨時的かつ全額県費等で実施するため所要の改正を行うものでございます。附則第19項におきましては、減免の要件を満たすものとして、第1号では新型コロナウイルス感染症により死亡または重篤な傷病を負った場合、第2号では感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合と定めるものでございます。なお、減免割合等につきましては、本条例第25条における委任条項に基づき規則で詳細を定めさせていただいております。規則で定める減免割合等に関する詳細につきましては、第1号の主たる生計維持者が死亡、又は重篤な傷病を負った場合においては、保険税の全額を減免することとしております。

第2号の主たる生計維持者の事業収入や不動産収入、給与収入などの減少が見込まれる場合のうち、次の3つの要件を満たす場合、減免の対象とさせていただきます。1点目は、その収入等が前年度と比較し3割以上減少する見込みであること、2点目は、前年度の主たる生計維持者の所得合計が1,000万円以下であること、3点目は、その収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年度所得合計額が400万円以下であることとでございます。減免率につきましては、減少する理由が事業の廃業や失業による場合を10割といたしまして、それ以外の場合には、前年度の合計所得が300万円以下の世帯は10割、300万円超400万円以下の世帯で8割、400万超550万円以下の世帯で6割、550万円超750万円以下の世帯で4割、750万円超1,000万円以下の世帯で2割、所得区分に応じて減免率を算定することとしております。減免方法は、世帯全体の前年度所得に占める減少が見込まれる所得に係る前年度所得の割合をも

って対象保険税を算出し、これに減免率を乗じることで国民健康保険税の減免額を決定させていただきます。附則第20項につきましては、附則第19項に係る減免申請期限を別に定めることができる旨の規定でございまして、令和3年3月31日を申請期限として規定しております。また、本条例における附則につきましては、本条例の施行日を公布の日からとし、附則第19項及び20項の規定を令和2年2月1日から遡って適用することとしております。以上が本条例の主な内容でございます。なお、資料といたしまして、本条例改正案に係る新旧対照表を提出しておりますので、併せて御参照願います。

続きまして、議案第38号長与町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由を御説明いたします。本議案は、新型コロナウイルスへの感染症等により、労務に就くことができなかった国民健康保険の被保険者に対し、傷病手当金の支給によって生活の保障を行おうとする臨時的かつ全額県費等で賄われる制度に関するものでございます。附則第2条第1項は、傷病手当金の支給対象を給与等の支給を受ける被用者等に限定するとともに、傷病手当金の支給要件を新型コロナウイルス感染症に感染し、又は感染が疑われたため労務に就くことができなかったときと定め、支給開始日につきましては、その日から起算して3日を経過した日と定めるものでございます。同条第2項につきましては、傷病手当金の算定方法として、支給対象者の直近3か月における給与等の平均日額を3分の2した額とし、併せてその上限を定めるものでございます。同条第3項では、傷病手当金の支給期間の上限を1年6か月と定めるものでございます。

附則第3条につきましては、労務に就くことができなかった期間のうち、給与等の一部、又は全部が保障される、例えば有給の病気休暇などの期間においては、傷病手当金の一部又は全部を支給しないよう定めるものでございます。

附則第4条第1項につきましては、前条のうち現に給与等の一部、又は全部を受けることができなかった場合に限り、給与等の支給を受けてないものとして傷病手当金を支給できるよう例外を定めております。また、この場合において、第2項では、傷病手当金のうち給与相当額については、給与等の支払い義務者である事業者から徴収する旨を定めております。本条例における附則につきましては、本町条例の施行日を公布の日からとし、附則第2条から第4条までの規定は、令和2年1月1日から規則で定める日までに傷病手当金の支給開始日が該当する場合に適用することとしております。なお、規則に定める日につきましては、国の通知に従い令和2年9月30日までとしております。以上が本条例の主な内容でございます。なお、資料といたしましては、本条例改正案に係る新旧対照表を提出しておりますので、併せて御参照願います。

続きまして、議案第42号令和2年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして提案理由の御説明を申し上げます。予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ149万円を追加いたしまして、補正後の総額を39億6,858万1,000円とするものでございます。それでは詳細につきまして、補正予算に関する説明書により説明いたします。まず歳入ですが、6、

7ページをお開きください。4款県支出金1項県補助金1目保険給付費等交付金は、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険の被保険者に対する傷病手当金といたしまして80万円、国民健康保険税減免措置による令和元年度分還付金といたしまして69万円、合計額149万円の支出に対する特別調整交付金でございます。

次に、歳出につきまして説明申し上げます。10、11ページをお開きください。2款保険給付費6項傷病手当金1目傷病手当金80万円は、国民健康保険の被保険者に対する傷病手当金でございます。県費補助金により全て賄われますので、国保会計における持ち出しはございません。7款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目一般被保険者保険税還付金は、国民健康保険税の減免措置に伴う令和元年度分の還付金69万円でございます。先程の傷病手当金と同様に県費補助金を充当させていただくこととしております。以上が今回の補正の主な内容でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中村美穂委員）

提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。

質疑は議案第37号から順に質疑を行ってまいります。それでは議案第37号長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、質疑はありますか。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

4つの条件と言いましたよね。我々にも見せていいような一覧表があればと思うんですけど、どうでしょうか。その方が分かりやすいと思うんですけど、お願いします。

○委員長（中村美穂委員）

小川課長。

○健康保険課長（小川貴弘君）

あくまでも案ではございますが、規則の方をコピーして配布したいと考えております。よろしいでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

今、資料を配布していただきましたが、間もなく12時になりますので、この続きの質疑は13時10分から再開をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

13時10分まで休憩いたします。

（休憩 11時54分～13時08分）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

午前中に資料の配布、ありがとうございました。では引き続き、議案第37号の質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

資料ありがとうございました。そしたら4つの条件というのをお聞きしたわけですが、これの附則っていうか、あとからいただいた書類を見とったら、第3条と第4条をもって4つの条件ということになるわけですか。そのところ再度お願いいたします。

○委員長（中村美穂委員）

小川課長。

○健康保険課長（小川貴弘君）

私が口頭で説明をさせていただいた部分、条件につきましては第3条の方で掲げられております。また、実際の減免方法、減免の額を算定する部分につきましては、第4条の方に規定をさせていただいております。

○委員長（中村美穂委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

3条の（1）（2）（3）ですけれども、4つの条件というのは、第3条中で4つがあるということで捉えていいんですか。そのところ再度お願いいたします。

○委員長（中村美穂委員）

小川課長。

○健康保険課長（小川貴弘君）

まず、条件として3点ございます。条件が3つありまして、この規則の方に書かれていることを申し上げた次第です。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

19（1）のところで、重篤な傷病を負った場合というときの「重篤な傷病」というのは、別途何か規定があるのか、何か判断基準があるのか。

○委員長（中村美穂委員）

小川課長。

○健康保険課長（小川貴弘君）

重篤な状態ということで、いろいろと考えられるかと思うんですが、国の方から実際どういった状態になった場合に該当するのかというのがQ&Aの方で示されております。その内容につきましては、1か月以上の治療を有すると認められた場合ということで、

これは診断書によって確認をしようということで進めております。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

今度（２）ですが「世帯主の収入の減少が見込まれる場合」、あくまでも現に収入が減少したとかじゃなくて、「見込まれる」という表現なんですけれども、これは結局、現にそういう状況になる前の段階で「減収になりそうだ」ということで減免がされるというふうに取れると思うんですが、その確認と、ちょっと私も規則をまだ読み込んでないんですけれども、それが、それ以内に収まったというときは、やっぱり返還という形になるのか、その辺りはいかがでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

小川課長。

○健康保険課長（小川貴弘君）

収入の見積もり方法につきましては、国の方からある程度示されております。本町といたしましては、１月から１２月までの各月の収入というのを本人様に御申請いただく。経過分につきましては確定額になると思いますし、また将来の分については見込額を記載いただきまして、それが３０％減少しているかというところで判定をいたします。減少見込みであることが条件になりますので、遡って虚偽の記載とかあった場合についてはこの限りではありませんが、申請時点にそういったのが客観的事実として確認が取れる場合も減免をさせていただこうかと思っております。２点目は、そういった意味で直接的に事実と異なったからといって、返還を求めることはしない予定で考えております。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

確認なんですけど、附則１９項と２０項の規定は２月１日から適用するということなんですよね、遡って。議決は今日なら今日、９日ですよ。それで、遡ってしないといけない理由って何かあったんでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

小川課長。

○健康保険課長（小川貴弘君）

遡って適用する理由といたしましては、今回が新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴うというような状況になりますので、こちらが令和２年１月に初めて国内の方で感染が確認をされております。それに伴いまして２月からの影響があるのではというところで、今回の減免につきましては、令和２年２月納期限の分から減免の対象にするよう国の方

から要請を受けております。これに伴いまして財政支援の方も同額来るといことですので、困られてる方に対しまして、そういった支給に繋がるように、ある程度柔軟に対応をしていきたいというところで考えております。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。続きまして、議案第38号長与町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

今回の条例改正の中で、「新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に」というふうに「等」となってるんですが、これは被保険者以外に何か想定されてる部分があると思うんですが、それはどういったことなのでしょう。

○委員長（中村美穂委員）

小川課長。

○健康保険課長（小川貴弘君）

「傷病手当金の被保険者等」という記載の部分については、こちらが掛かっているところが、「新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者又は感染の疑いがある者」ということの「等」ということで記載をさせていただいております。以上になります。

○委員長（中村美穂委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

被保険者と例えばその家族とか、そういったことを想定しているのか、どういった場合を想定しているのかをお願いします。

○委員長（中村美穂委員）

小川課長。

○健康保険課長（小川貴弘君）

傷病手当金と言いますが、お勤めをされている方で国民健康保険に加入をされてる方が新型コロナウイルスに実際感染をした、もしくは感染の疑いがあるが休まざるを得なかった方に対する生活を保障するための制度ということになりますので、あくまでも保険に加入されてる方を限定した措置ということで御理解をお願いしたいと思います。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

2条と3条、4条、これが加わる今度の改正なんですけども、4条2項に町が支給し



た金額を事業所の事業主の方から徴収するというので、給与と傷病手当の差額の調整をして、その差額を支給するのが3条なんですけども、4条ではそれぞれここに書いてあるようなことで、一部を受けるということから事業主から金をいただくと。この趣旨は、どういうことなんでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

小川課長。

○健康保険課長（小川貴弘君）

会社の就労規則等において有給休暇が付与されることになりましたら、実際のところ休みを取られても給料は保障されるべきものではございますが、会社の経営関係等々で実際お金を貰ってないというようなところがありましたら、その方の生活を国民健康保険の方で支える必要がございます。そうした意味合いで、一旦私たちが傷病手当金を支給いたしまして、ただ、本来就労規則の中でその部分については会社側で御負担いただくべきものですので、私たちが立て替えをしているというような趣旨で返金を求めると。そういった作りになっております。

○委員長（中村美穂委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

この条例改正は、国がこういう形で示したものであると理解はしますけども、せっかくの条例改正によって差額を支給したり、傷病手当なんかを出せるような条例にしながら財源はどこから来るのか、補正予算に載ってましたかね。そうすると、それで収入を受けて、歳入は国からの補助があつて、それで歳出で出して、そういう形だろうと思うんですが、そうして国が救ってあげる。あるいは町村がそれを代替して条例まで改正してやると言いながら、とどのつまりは事業主から金を立替分は取るということになると、条例改正なり制度の趣旨は何なのかとも考えられるわけですね。その点、もう少し分かるように説明をお願いします。

○委員長（中村美穂委員）

小川課長。

○健康保険課長（小川貴弘君）

今回の法の制度につきましては、社会保険であつたり共済保険であつたり、実際に傷病手当金というものが制度上あるものを参考にして国が定めているところでございます。そうした場合、就労者側の有給の補償というところの側面で行きますと、やはり会社側も一定の決められたルールに則って支給すべきものは支給をしていただく。実際に給料を保障していただくという視点がございます。そこを総合的に勘案いたしまして、国の方でこういった法整備をなされたということで本町としては理解をしているところでございます。財源といたしましては全て、国のこういったやり方でした場合に財源保障しますよというようなところでお示しもされておりますし、そういったところで私たちが

その趣旨に従って、法整備を行わさせていただいたということでございます。

○委員長（中村美穂委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

結局この国民健康保険のサイドから立て替えをするので、国保会計から考えれば、それは立替でしょうと、だからあとで貰いますよと。これはよく分かります。しかし、コロナという初めてのこういう事件が起きて、それに被災をされて、それで体を蝕んで仕事を休まないかんと、そうするとその会社の規定は、そういう特例の疾病の場合は有給休暇で休めるという制度があれば、当然有給ですから休んでも給料は貰えると。従業員から考えれば当然雇用主が払わないかん。これは当然の摂理なんですね。それなのに国民健康保険サイドからするもんだから、いやそれは当然、会計上からもあなたの会社から貰わんといかんよと。うちが立て替えてやるとるんだからと。それはよく分かります。理解できますけども、国保のサイドから初めてのこういう疾病をするもんだから、そういう形にしかならないと思うんですけど。一般のように違った視点からそういうものを救ってあげるといふ制度改正があれば良かったのにといふ感じもするんですけども。そういう国対地方の異論っていうか、そういう話題は何もなかったんでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

志田部長。

○健康保険部長（志田純子君）

そもそも、この制度ができたのはなぜかって考えたときに、先程岩永委員が言われるように、初めてこのウイルスに闘っていくと言いますか、挑んでいくわけなんですけども、国保に入ってる方っていうのは、フリーの方とかアルバイトが主であったりとか、いろいろな働き方があって、例えば日雇いの方だったら1日休んだらお金が減るとか、そういうのがあって私は休めないですよとか、本当はコロナウイルスに感染してるのに働きに行かないといけないとか、そういうことで感染を広げたらいけない。そういう側面と、やはり雇ったら早く休んでいただいて病院にかかっただけ。それが補償をすることによって休みやすくなる環境っていうんですかね、そういうところからこの傷病手当っていうのは始まっておりますし、先程小川の方から言いましたように、国保は傷病手当っていう考えが無かったというのもあって、今回、新たにこの制度が始まったということで理解をしております。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

この改正の中で、附則の最後の付近に「第2条から第4条までの規定は」ってはっきり書いて、1月1日から2年9月30日までか、そういう中で臨時的な措置ということ

も聞いたような気がします。ということは、一応収束しても全然関係なくなってくれば、条例の削除が出てくるのか。しかし、インフルエンザの関係があるからずっと続くのか。そこのところの解釈、取り方をお願いいたします。

○委員長（中村美穂委員）

小川課長。

○健康保険課長（小川貴弘君）

現在のところ国からお示しをされてるのが令和2年9月30日までと、そこまでにそういう状態に陥った方に対する給付ということできております。ただ、第2波、第3波と今後続いていきましたら、こちらの日付については延長をされていくべきものだろうと理解をしております。また、最終的に落ちついた場合、廃案にする必要があるかというところにつきましては、今回新型コロナウイルスという記載をしているところですから、これが完全に撲滅されて、特効薬が出たり、ワクチンが配布されたりというような状況になりましたら、そういったところも検討をしていくべきかなと考えております。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

傷病手当金をまず立て替えをして、のちに事業主から徴収するということなんですが、コロナ事態で事業所自体が実際もう倒産したり、事業主自体がコロナに罹ったりして大変な状況であると思うんですよ。そのときにその事業主自体に徴収をするという事態が、どういうふうにとらえたらいいいのか、そこら辺はどういうふうにされるんでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

小川課長。

○健康保険課長（小川貴弘君）

おっしゃるとおり、廃業をされて回収不能になることも若干懸念をしているところではございます。会社が存続している場合につきましては、会社の方に支給を促すという作業も当然出てこようかと思えます。その中でどうしても経営の状況でというような話で、私たちが立て替えをすべきだと判断した部分について、こちらの条例にしたがいまして支給を行うと。その中で事業者側とよく話をしながら、その部分については御負担をいただくような方向で考えていくと。確かに廃業をされてる場合どういった取り扱いにすべきかというところは県や国、そういった所によく話をしながら、実際どうすべきかというのを検討していきたいと考えております。

○委員長（中村美穂委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

回収不能の場合は再執行をかける。例えばその事業主が良くなってからとか、倒産し

かかったのが持ち直したりしたら再執行をかけるというところで、もしそれがだめな場合は、もう町の負担が出ることも考えられるということですかね。国の方とは協議するということでありますけども。

○委員長（中村美穂委員）

小川課長。

○健康保険課長（小川貴弘君）

御指摘の件につきましては、こちらは債権という形で徴収等々の規則に則って適正な形で処理をしていくことになろうかと思えます。そんな中、実際、執行停止という扱いを徴収上することもありますし、また、分納の申請をいただくという方法もあります。額といたしましては、そこまで大きな額を1つの事業者でというのは、今の感染状況からすると想定がされていないというところがございますので、第2波、第3波が発生した場合どうなるかというところもございまして、引き続き内容を深めていながら研究してまいりたいと考えております。以上です。

○委員長（中村美穂委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

例えば申請をしてから3日を経過してからですよ。3日っていうのが何なのか分からないんですけど、これは国の規定によるのですかね。それで3日を経過してから傷病手当というのは、だいたい普通は3か月ぐらいじゃなかったんですかね。それはもう働けない期間は全て補償しますよということでもよろしいんですか。

○委員長（中村美穂委員）

小川課長。

○健康保険課長（小川貴弘君）

支給の上限につきましては1年6か月と規定をされております。そうした中、給料の日額3分の2の補償でございますので、そこまで、うちの方で支給をさせていただくということで御理解をお願いしたいと思います。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

確認なんですけども、まず会社だと社会保険になるんで、大きな会社とかはここには当てはまらないと。逆に個人事業主の方が多いのかなと思うんですよ。そうなった場合、個人事業主本人がコロナウイルスに罹った場合は、これは当てはまらないんでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

小川課長。

○健康保険課長（小川貴弘君）

今回の傷病手当金の支給対象者が被用者ということで実際会社に雇われてる方。こちらは労使の中で、どうしても労働者側はなかなか事業主の意向で休みが取れなかったり、また、働かないと収入が得られないというような側面もございます。そういった視点で創設された制度ですので、事業者の方がそういう状況になられても、この保険の傷病手当金の対象からは除外という形にさせていただいております。

○委員長（中村美穂委員）

松林委員。

○委員（松林敏委員）

やっぱり何人か雇ってるような所は会社形式になっていて社会保険だと思うんですよ。説明を聞いてると、雇用保険を結んでるような従業員のための制度みたいな感じに聞こえるんですけど、長与町にこれに当てはまるような業者、人って何人ぐらいいらっしゃるのかなというのと、アルバイトでも適用されることになるのか。お願いします。

○委員長（中村美穂委員）

小川課長。

○健康保険課長（小川貴弘君）

現在、国民健康保険に加入をされてる方が30年12月31日現在で8,210人でございます。そのうち給与収入を得られている方で、今回対象になろうかと考えている方が2,334名というところでございます。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続きまして、議案第42号令和2年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

質疑はありませんか。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

説明書10、11ページの、金額は出ておりますけど上の方が手当で80万円、下の方が還付金で69万円、それぞれ金額を上げたということは、人数的な予想も立ててると思うんですけども、それぞれどれぐらい予想として上げてるのか、よろしく申し上げます。

○委員長（中村美穂委員）

小川課長。

○健康保険課長（小川貴弘君）

先程、傷病手当金の対象となる給与収入があられる方というところで2,334名と申し上げております。近隣のうちと同じような構成をされている自治体といろいろ協議をしております。その中でなかなか対象者を絞り込むというのは難しいわけですけど0.

1%が対象になるだろうというところで、収入の平均値を3分の2して日額を求めまして、それに掛ける4か月分で80万円ということで計上をさせていただいております。

続きまして、還付金につきまして、こちら令和元年度における会計が一旦閉まった部分につきまして、請求するお金を減額して対応するということができないものですから、令和元年度分につきましては歳出で計上させていただくというところで、こちら計上させていただいているのが令和元年度分ということになります。実際、計算をする上で、世帯単位で計算をしておるんですが、基準日が元年度、実際に賦課をしたデータから算出をしております。世帯数としまして5,213件のうち13世帯。条件が先程申し上げたとおり3点ございました。その条件を満たす方といたしまして2,334件ということでございます。こちらの減免額につきましても、なかなか想定が難しかったというところで、こちらも近隣と協議を行いまして、すり合わせと言いますか、何%になるのかという意見交換をさせていただいております。1%程度になるということで計上をさせていただいております。これも不足する事態とかあるかと思いますが、こうした場合においては、迅速に対応するという視点から、間に合わない場合は予備費を使わせていただきたいと。また、間に合う場合は補正予算で対応したいと考えております。

**○委員長（中村美穂委員）**

ほかに質疑はありませんか。

岩永委員。

**○委員（岩永政則委員）**

22節償還金、利子及び割引料。この還付金という表現はどうなんですか。元年度に繰り入れるわけですね。国からの交付金も歳入で同じように69万円と傷病手当金の方が80万円、合わせて149万円、歳入がね。これをもって同じように歳出で組んで、言われるように元年度分に還付するという意味ですか。意味がよく分からないんですけどね。

**○委員長（中村美穂委員）**

小川課長。

**○健康保険課長（小川貴弘君）**

こちらの還付金というふうに計上させていただいてる部分は、本人様にお返りする分になります。本人様が一旦お支払いをされた保険税の方を今回の減免措置をもって減額をすると。そうしましたらその部分払う必要性が無い、お返しできる部分が生じますので、それを令和2年度の方であれば実際請求する歳入の方で減額をすることでお戻しができるということですが、出納も閉鎖をしているというところで、前の分につきましては調定額が確定をしているというところがございますので、こういった返すべきものが発生した場合、これは今回の減免関係とは別でも、実際、私たちの通常の運営の中でも遡って資格を喪失される方とかいう方もいらっしゃいまして、その場合、納付をされていらっしゃれば還付金ということで本人様にお返しをしていると。これに倣って今回こ

ちらで計上をさせていただいてるということで御理解をお願いしたいと思います。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、議案第37号の討論を行います。

反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第37号長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を採決します。本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第38号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第38号長与町国民健康保険条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第42号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第42号令和2年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたしますが、14時まで休憩をいたします。

（休憩 13時50分～13時58分）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。続きまして、議案第39号と議案第43号を

一括議題として審議を行います。それでは議案第39号長与町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例、議案第43号令和2年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を求めます。

小川課長。

**○健康保険課長（小川貴弘君）**

それでは、議案第39号長与町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由を御説明いたします。本議案は、令和2年4月28日施行の長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例、附則第5条に基づく新型コロナウイルス感染症の感染等による傷病手当金の支給を長崎県後期高齢者医療広域連合が実施するため、所要の改正を行うものでございます。第2条の改正につきましては、傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付を長与町において行う事務として、同条第8号に追加するものでございます。附則におきましては、本条例の施行日を公布の日からとしております。以上が本議案の主な内容でございます。なお、資料といたしまして、本条例改正案に係る新旧対照表を提出しておりますので、併せて御参照願います。

御審議のほどよろしく願いいたします。

続きまして、議案第43号令和2年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。予算書の1ページをお開きください。今回の補正は既定予算総額に歳入歳出それぞれ15万2,000円を追加いたしまして、補正後の総額を5億3,741万4,000円とするものでございます。それでは、補正予算に関する説明書により説明いたします。

まず歳入ですが、6、7ページをお開きください。5款諸収入2項償還金及び還付加算金1目保険料還付金15万2,000円は、新型コロナウイルス感染症の影響による令和元年度後期高齢者医療保険料の減免に対する長崎県後期高齢者医療広域連合からの保険料還付金でございます。

次に、歳出になりますが10、11ページをお開きください。3款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目保険料還付金15万2,000円は、後期高齢者医療保険料の減免措置に伴う令和元年度分の還付金でございます。長崎県後期高齢者医療広域連合からの保険料還付金を充当いたしますため、本会計における持ち出しは発生いたしません。以上が今回の補正の主な内容でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

**○委員長（中村美穂委員）**

ただいま提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

まず、議案第39号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

吉岡委員。

**○委員（吉岡清彦委員）**



この場合は、はっきりと申請書の提出の受付って書いてるから、先程は手当の金額とかいろいろあったわけです。あるいは臨時的な措置とかいう言葉も出たわけですけども、この場合は期限の限定とかも無いわけで、ただ書類の提出だけを謳ってるわけですけど、だから長与の事務としては、これだけで終わるから関係無いということなのか、ほかの手当の申請なんかは役場を通さなくてもいいのか。そういうところの中身を、我々住民が受けたときの対応の仕方を説明お願いいたします。

○委員（中村美穂委員）

小川課長。

○健康保険課長（小川貴弘君）

後期高齢者医療広域連合の方で、今回の減免等々につきましては行うということでございますので、そちらの方が直接処理をすると。入金の方は後期高齢者医療の方で実際行うということでございますので、うちが行うのは受け付けだけということでございます。あと、お知らせについては、まだ具体的にどういった形で後期高齢者医療広域連合が実施をするかっていうのが見えてきておりませんで、これにつきまして適正な形で御本人様にお伝えできる。今回、お知らせに関しまして、国保の減免につきましては本人様に全世帯お知らせを、チラシを入れるというようなことで考えておりますので、同様な形で対応をいただければなということ考えておりますので、要望等を行いながら漏れないような形で対応できればいいかと考えております。

○委員長（中村美穂委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

ということは、この場合もコロナだから臨時的な措置として期限がついて、やっぱり先々には廃止とかも出てくる可能性もあるということですか。臨時的なことも、これに入ってるわけですか。それとも永久的なのか、ちょっとそういうところをお願いします。

○委員長（中村美穂委員）

小川課長。

○健康保険課長（小川貴弘君）

こちらの改正につきましては、後期高齢者医療広域連合で行っているものでございます。実際、私たちも提出期限等々については、まだ確認が取れてない状況になっております。本町の議案につきましても案で提出をいただいているとおり、やはりどこの市町、保険の方もかなりタイトなスケジュールでやってるかと考えておりますので、いずれにしろ、そういったことにつきましては、本町も最終的には確認をとりまして、確認をとった上で住民対応等々に生かしていきたいと考えております。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

この傷病手当金支給の対象者はどのくらいになりますか。

○委員長（中村美穂委員）

小川課長。

○健康保険課長（小川貴弘君）

今回うちが算定をしておりますのは、後期高齢者の保険料に係る減免の額を算定させていただいてます。傷病手当につきましては、予算措置等々も後期高齢者医療広域連合の方で実施をするということになろうかと思しますので、どれぐらい算定をしてるかというのは今の段階で分からないんですが、この減免につきましては収入が事業収入であったり、給与収入があられる方を対象にして、コロナウイルスのために収入が減少した方という条件は一緒になりますので、私たち国民健康保険と比べますと、年金だけの方とか、そういったところで数は私たちよりも少なくはなろうかなと想定はしております。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続きまして、議案第43号の質疑を行います。こちら補正予算ですけれども、歳入歳出どちらでも結構でございますので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

先程の説明の中で持ち出しが無いという説明をされたんですね。その意味が私はよく分からないんですけど、そこをもう少し詳しく説明してください。

○委員長（中村美穂委員）

小川課長。

○健康保険課長（小川貴弘君）

こちら予算に計上させていただいてます保険料、還付金につきましては、本町の方で一旦返金処理を行うと。ただし、これは後期高齢者広域連合の方で実際お金があるわけで、そこからその額をそのまま補填をいただいて、歳入歳出が完全にプラマイゼロになるような運営になります。そういったところで本町の持ち出しがないという表現を使わせていただいたということですが、これは財政支援とはちょっと別のところにありまして、実施主体が本町に無いからというような理由でございます。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第39号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第39号長与町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第43号令和2年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の件の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第43号令和2年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

14時30分まで休憩します。

(休憩 14時14分～14時30分)

#### ○委員長(中村美穂委員)

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

議案第40号長与町介護保険条例の一部を改正する条例と議案第44号令和2年度長与町介護保険特別会計補正予算(第1号)の件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細田課長。

#### ○介護保険課長(細田愛二君)

それでは、議案第40号長与町介護保険条例の一部を改正する条例、それと続きまして、議案第44号令和2年度長与町介護保険特別会計補正予算(第1号)につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。まず、長与町介護保険条例の一部を改正する条例の説明をさせていただきます。本議案につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第1号保険料の減免を実施するに当たり、所要の改正を行うものでございます。改正の内容としましては、今般、国より第1号介護保険料の減免を実施するに当たり、財政支援の対象となる減免基準が示されましたことから、当該基準について附則に条項を追加するものでございます。まず、附則第11項につきましては減免の要件を満たすものとして、第1号では、新型コロナウイルス感染症により死亡又は重篤な傷病を負った場合、第2号では、感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合と定めるものでございます。附則第12項につきましては、附則

第11項に係る減免申請期限を別に定めることができる旨の規定を定めるものでございます。また、本件一部改正条例の附則におきまして本条例の施行日を公布の日からとし、附則第11項及び第12項の規定を令和2年2月1日から適用することとしております。条例で定めます減免の詳細につきましては、本条例施行規則の改正をもって規定する予定としておりますので、本日提出をいたしました資料のうち長与町介護保険条例施行規則の一部を改正する規則案で説明をさせていただきますので、御覧願いたいと思います。規則の附則第3項におきまして、対象となる保険料を「納期限が令和2年2月1日から令和3年3月31日までの納期限がある保険料であること」としてしております。次に、第4項におきましては、「世帯の主たる生計維持者が感染症により死亡又は重篤な傷病を負った場合は、全部減免」としてしております。第5項におきましては、収入の減少が見込まれる場合とは、「世帯の主たる生計維持者の事業収入等が前年と比較して10分の3以上減少、かつ減少見込み事業収入等以外の所得が400万円以下であること」と定めております。また、第6項におきましては、「保険料減免額の算定方法、そして、減免割合は前年の合計所得に応じて10割もしくは8割で、事業等の廃止または失業の場合は10割とする」ということとしております。以上のような内容で詳細につきましては、規則を改正する予定としております。以上が条例の改正案でございます。

続きまして、議案第44号の特別会計補正予算の説明をさせていただきます。

予算書の1ページをお開きください。今回の補正につきましては、保険事業勘定におきまして、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ71万3,000円を追加いたしまして、補正後の総額を33億1,891万1,000円とするものでございます。内容につきましては、補正予算に関する説明書により御説明をさせていただきます。説明書の6、7ページをお開き願います。保険事業勘定の歳入でございます。3款2項1目調整交付金2節特別調整交付金71万3,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料減免措置に対する国庫補助で、補助率は100%でございます。

続きまして、歳出の御説明をいたします。10、11ページをお開き願います。6款1項1目第1号被保険者保険料還付金22節償還金、利子及び割引料71万3,000円でございますが、こちらは新型コロナウイルス感染症の影響により、介護保険料の減免を行った場合の対象被保険者に対する還付金でございます。以上が今回の条例改正案それと補正予算の内容でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○委員長（中村美穂委員）

ただいま提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

まず、議案第40号について質疑はありませんか。

吉岡委員。

#### ○委員（吉岡清彦委員）

参考資料の2枚目。附則で第3項から第6項までの規定ということで、ほかのでは臨

時的な措置として期限があったわけですが、これについては臨時的な措置として、そういうのがあるのか、ずっとこのまま残っていくのか、この項目がですね。そういうのはどういう形でやっていきますか、そこのところお願いします。

○委員長（中村美穂委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

今回、附則の方では、令和2年2月1日から適用ということで期限を定めていないところではございますけれども、現在この感染症の影響がいつまで続くかというのが不明な状況でございます。対象の保険料については、いつの分ということでは規定をしておるんですけれども、期限についてはまだ不明ということで定めておりませんが、この収束、いつを見計らうかになるんですけれども、その時点でこの規則等については改定をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

今回の条例改正の中では、（１）（２）のような要件を満たせば減免の対象になるということで説明があるんですが、（１）では、「新型コロナウイルス感染症により死亡、重篤」、（２）では「新型コロナウイルス感染症の影響」ということで書かれてあるんです。この「影響」というのを、どういったケースが考えられるのかお願いしたいと思います。

○委員長（中村美穂委員）

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

まず第1号の方ですが、これはそのまま新型コロナウイルス感染症に感染し、死亡もしくは重篤な傷病を負った場合ということになります。第2号の「感染症の影響により」ということなんですが、感染症に被保険者が感染しなくとも、その影響で世帯の主たる生計維持者の事業収入において収入の減少等が見込まれる場合、例えば仕事がなくなったとか、そういったことによって収入が減ったとか、失業をせざるを得なくなったとか、そういった場合ということでございます。

○委員長（中村美穂委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

大体理解できたんですが、例えば本人が感染しなくても同居世帯の方が感染していたり、家族が感染したり、そういったときも、この影響によりということを利用して減免の対象となることができるのか、ここはいかがでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

議員御指摘の場合も対象になると考えております。参考までに国の方からQ & Aが出ておまして、その中では、「収入の減少に関しては新型コロナウイルス感染症の影響ではないことが明らかな場合を除く」ということになっておりますので、何らかの影響があると見込まれる場合は対象としてよいということになっております。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続きまして、議案第44号の質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

金額は出てるわけで、出すためには何らかの基準の数字が、人か世帯かあると思いますが、どういう計算をしたのか、そこのところよろしくお願いします。

○委員長（中村美穂委員）

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

この金額71万3,000円の件数等の根拠になりますけれども、見込みでありますので、実際うちも算定する場合にどうしたらよいかについては、かなり考えたところでございます。基本的には被保険者数の中から対象となり得る事業収入がある世帯数の1%の被保険者数を対象としております。佐世保市が今回、同様の補正予算を上げておまして、そこと話をした結果、1%ということによって一致をしたものですから、うちの方も1%ということによってさせていただいたということです。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

減免の対象になり得る世帯の1%で計算されたということですが、具体的に減免の対象になり得る世帯が何世帯で、何世帯が減免になってという数字を教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

細田課長。

**○介護保険課長（細田愛二君）**

世帯ではなくて被保険者の数なので、人ということで、私が先程もしかしたら間違っ  
て伝えたかもしれません。過年度分の還付金になりますので、2月3月分の保険料が対  
象になるわけですが、2月の被保険者数が1万780人。そのうち被保険者の世帯の中  
に事業収入がある方をピックアップしまして、その世帯に含まれる被保険者の数が5,  
738人でございます。その1%で、約57人ということで見込んでおります。

**○委員長（中村美穂委員）**

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第40号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第40号長与町介護保険条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第44号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第44号令和2年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を  
採決します。本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

**○委員長（中村美穂委員）**

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

予定どおり本日で委員会の審議が終了いたしました。委員長報告につきましては、こ  
れから作成いたしますので委員長に一任、事務局長とも確認をさせていただいて本会議に  
て報告したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは本日はこれで閉会いたします。お疲れさまでした。

（閉会 14時52分）